

木材・住宅に関する事案を数多く扱っている秋野卓生弁護士の書き下ろし

# 木材と住宅のトラブル回避

～木材業者・工務店が最低限知っておきたい法律知識～

これ1冊で木材と住宅に関する重要な  
トラブル回避のポイントが分かる！

## 主な内容

### 第1章 瑕疵とは

木が割れたら瑕疵なのか？ まずは瑕疵にあたるかを検討する 構造計算上OKでも救済されない  
品確法上の瑕疵担保責任 構造等に関わらない契約内容に反する瑕疵 通常有すべき性能を欠く瑕疵  
売買契約における瑕疵担保責任の法的性質 売買契約における瑕疵担保責任の内容 具体例 損害賠償の範囲は信頼利益に限られる

### 第2章「こんなクレーム、トラブルに気をつけよう」

「寸法不足」は瑕疵に？ 土台に注文と違った木を使用 材の割れが原因のクレーム、トラブル 集成材はどうだろう 等級の低い未乾燥材を仕入れたがるのは… 設計者のこだわりとは 建具への影響も瑕疵とされた 竹材から虫が出た 古材の場合の瑕疵 カビや樹脂、色のクレームはどう処理する 並行する横架材で継手が同じ位置に来たら瑕疵？ 構造計算でトラブル 木造住宅の揺れは瑕疵ではない

### 第3章 「木は割れたら瑕疵なのか」

東京地裁平成20年3月21日判決、東京高裁平成20年7月31日判決の検討

### 第4章 「木材の瑕疵はこんなにも多岐にわたる」

東京高裁平成16年2月26日判決の検討

巻末・トラブル相談先一覧

住宅業界における紛争は、大きく2つの紛争に分かれる。ひとつは、消費者（エンドユーザー）と住宅供給業者（工務店など）との間の紛争であり、欠陥住宅紛争や請負代金回収紛争がこれである。

もう一つは、建材業者（木材販売店など）と住宅供給業者（工務店など）といった業者間における紛争である。

消費者対業者における紛争は、消費者救済の側面も持っており、消費者も生活をかけて真剣な争いが繰り返される。

他方で、業者間紛争というのは、どの業界も同様に、業者間の力関係でどうしても公平の見地とは異なる方向で解決に至るケースも多い。

そして、不当な要求をされても、それに応じてしまうのは、それが今までのやり方だからである。

例えば、木は割れて当然、節があって当たり前である。しかし、このあたりの理解は木材販売店にはあるのだが、いかんせん、「取り替える」「賠償せよ」といった法律的要求に対してどのように対応して良いか、知識がない人が多い。

本書では、木材業者が最低限知っておきたい判例を基に、木の持つ性質について裁判所がどのような考え方でいるか、という視点から紹介したい。

そして、同視点を理解していただく事により、この業界における常識に照らし、適切な解決が図られていくことを期待してやまない。

弁護士 秋野卓生（「はじめに」より）

A5判 94頁

【価格】1,000円（税込）

【著者】秋野卓生（弁護士法人匠総合法律事務所）

【編集】株式会社日本住宅新聞社

【発行】社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階

TEL 03-3580-3215 FAX 03-3580-3226

ホームページ <http://www.zenmoku.jp/>

Eメール [info@zenmoku.jp](mailto:info@zenmoku.jp)